

指定介護予防支援事業契約重要事項説明書

1. 担当する介護支援専門員

担当者 _____
連絡先 0791-24-0500 (午前8時30分～午後5時30分)
(携帯: _____)

2. 事業所の概要

事業所名	こすもす倶楽部在宅介護支援センター
所在地	兵庫県相生市野瀬1375番地1
開設年月	平成12年4月(指定介護予防支援事業 令和6年4月1日 指定)
指定事業所番号	兵庫県指定 2874200047
連絡先	TEL 0791-24-0500 FAX 0791-24-0510
緊急時の連絡先	* 休日・夜間・深夜は担当ケアマネジャー携帯もしくは管理者携帯へご連絡ください。 * 担当ケアマネジャーおよび管理者橋本に連絡が取れない場合は、特別養護老人ホーム こすもす倶楽部 TEL 0791-24-0600までご連絡ください。
管理者の役職名	橋本 淑江
管理者の連絡先	TEL 0791-24-0500 FAX 0791-24-0510 携帯 090-9622-8151
営業日	月曜日から金曜日まで(年末年始は休み)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで
サービス提供実施地域	相生市

3. 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 あいおい福祉会
所在地	兵庫県相生市野瀬1356番地
連絡先(代表)	TEL 0791-24-0600 FAX 0791-24-0900
法人種別	社会福祉法人
設立年月	平成11年10月
代表者	理事長 南條 登
法人の行う他の業務	訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム、グループホーム

4. 当事業所の従業員

職 種	職 務 内 容	勤務形態	人員数
管理者	・業務の管理と指揮命令	常勤	1人
介護支援専門員	・介護予防サービス計画表の作成 ・指定介護予防サービス事業者等の連絡調整 ・サービス実施状況の把握、評価 ・主治医との連携 ・各種申請の代行、変更 ・市町の受託による介護認定調査	常勤	2人以上

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	・要支援者等からの相談に応じ、心身の状況や希望、住環境等に応じた指定介護予防サービスが提供されるよう介護予防サービス計画表を作成し、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。
運営方針	・利用者が要支援状態となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種

類または特定の事業者により不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

・事業の運営にあたっては、相生市、赤穂市、赤穂郡、たつの市、地域包括介護支援センター、他の指定介護予防支援事業者、保険・医療機関との連携に努める。

6. 提供する居宅介護支援サービスの内容

内 容	提 供 方 法	保 険 適 用
介護予防サービス計画書の作成	<p>1. 利用者の自宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</p> <p>2. 利用者によるサービスの選択に役立てるため、自宅周辺地域における指定介護予防サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供します。</p> <p>3. 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画書の原案を作成します。</p> <p>4. 介護予防サービス計画書の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるサービスとならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。</p> <p>5. 介護予防サービス計画書の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。</p> <p>6. 介護予防サービス計画書を作成した時は、利用者に交付します。</p>	○
指定介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供	<p>1. 介護予防サービス計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>2. 利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。</p>	○
サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画書等の評価	<p>1. 利用者及びその家族と連絡をとり、少なくとも三ヶ月に一回、利用者宅を訪問し、介護予防サービス計画書の実施状況の把握の結果を記録します。</p> <p>2. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出によりまたは状態の変化等に応じて、介護予防サービス計画書の評価、変更等を行います。</p> <p>3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。</p>	○
相談・説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への連絡	<p>1. 介護予防サービス計画書の作成時(または変更時)やサービスの利用時、および指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得た上で、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。</p> <p>2. 利用者が医療機関に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。</p> <p>3. 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医師等の意見を求めます。また、この場合において介護支援専門員は、介護予防サービス計画書を作成した際には、当該介護予防サービス計画書を主治の医師等に交付いたします。</p>	○

介護予防サービス計画表の変更・取り消し	1. 利用者が介護予防サービス計画表の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービスの変更を行います。 2. 利用者の希望により介護予防サービス計画表の作成を取り消し、または中断する場合があります。	○
要介護認定等にかかる申請の援助	1. 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2. 利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。	○
交付・保存・閲覧	1. 利用者に対する「介護予防サービス共通記録書」等を整備し、サービス完結の日から5年間保存します。 2. 利用者は、「介護予防サービス共通記録書」等の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 3. 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画表及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、当該事業の管理者までご連絡下さい。	○
公正中立に関するもの	サービス事業者の選定 1. サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。 2. 利用者は、介護予防サービス計画表に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。	○
訪問回数を目安	介護支援専門員が概ね3ヶ月あたり1回程度利用者の居宅を訪問し、状況の把握等を行います。	

7. サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

当事業所の指定介護予防支援事業(介護予防サービス計画表の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はございません。ただし、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は下記のとおり請求させていただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。(サービス提供証明書を市町の窓口に提供しますと、後日に払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては、全額が利用者のご負担となる場合があります。)

* 1月あたり

要支援 1・2
4,720円

(加算) ※対象者のみとなります。

* 初回加算 300単位

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明
本契約の解約料	無料	契約の解約にかかる費用は無料です。
介護予防サービス計画表作成のキャンセル料	無料	介護予防サービス計画表作成のキャンセルにかかる費用は無料です。
申請代行料	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金(1枚あたり)実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。
※ 通 費	片道 5km未満 200円	片道 5km～10km未満 400円

8. 要介護認定前の介護予防サービス計画表の作成

要介護認定までに、利用者が指定介護予防サービスの提供を希望する場合には、介護予防サービス計画表(暫定プラン)を作成し、利用者にとって必要な指定介護予防サービス提供のための支援を行います。要介護認定後には、利用者に対してこの契約について意思確認を行います。この際に利用者から、他の介護予防支援事業所の利用の申し入れがあった場合には、この契約を締結せず、プラン作成料はいただきません。なお、要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、利用したサービス内容に応じ全額利用負担となります。また、認定された介護度に応じて利用料が利用者負担となることがあります。

9. 契約の終了と自動更新

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日であったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、自動的に更新されます。また、介護認定が要支援状態から要介護状態となった場合、小規模多機能型施設の利用、施設入所となった場合や利用者死去の際は、この契約は自動的に終了します。

10. 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する1週間までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

★解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

11. 秘密の保持

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際には必要となります。この際には、利用者の同意を得たうえで個人情報を使用します。なお、同意いただいた場合には、別紙の「個人情報同意書」に記名いただくこととなります。

12. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等への連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

13. 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、その損害を賠償いたします。当事業所は「東京海上日動火災保険株式会社」に加入しています。なお、賠償責任共済にかかる内容については、当事業所の介護支援専門員までお問い合わせください。

14. サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合は、または作成して介護支援予防サービス計画表に基づいて提供された指定介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

(1) 当事業所の苦情相談窓口

管理者名	橋本 淑江	連絡先	0791-24-0500
担当者名	橋本 淑江	FAX	0791-24-0510
		受付時間	午前8時30分～午後5時30分 (土日、年末年始は休み)
		緊急連絡先	090-9622-8151(管理者携帯)

(2)介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 FAX 078-332-5650
(介護保険全般に関するお問い合わせ) 相生市 介護保険担当係	連絡先 0791-22-7124 FAX 0791-23-4596 受付時間 (平日)午前8時30分～午後5時15分

15. 身分証明書の携行

介護支援専門員は常に身分証明書を携行し、初回訪問及び利用者また家族から求められた時はいつでも提示します。

16. 家族等への連絡

利用者の家族等からも要望に応じて、必要事項を利用者に連絡すると同様の通知をその家族等へも行います。

17. 事業所集中減算について（平成27年介護報酬改定）

平成27年度介護報酬等の改正において、指定介護予防支援事業所の介護予防サービス計画表作成について、下記のような制限が設けられました。

※サービス計画を作成する際、特定の事業所に集中した場合、指定介護予防支援事業所の報酬を減算する。利用者の希望を最優先に配慮しながら、心身の状況や介護状況、生活環境等に合わせてサービス事業所の選定を相談し決定しています。しかし、あいおい福祉会の運営する介護予防通所介護、介護予防訪問介護の利用については制限があり、利用者が集中した場合、やむを得ず、他の事業所を紹介する場合があります。ご相談の結果、あいおい福祉会の運営する介護予防通所介護・介護予防訪問介護利用をご希望の場合、指定介護予防事業所の変更により利用が可能となる場合があります。ご希望があれば紹介・連絡等を行ないますのでご遠慮なく申し出ください。

18. 業務継続計画の策定（令和3年介護報酬改定）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（令和3年介護報酬改定）

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

20. 虐待の防止（令和3年介護報酬改定）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができます)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

21・ ハラスメントの防止（令和3年介護報酬改定）

(1)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第1項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の2第1項 の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2)利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します

- ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
- ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力
(人の尊厳や人格を言葉・態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

以上、介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。なお、この重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、その内容を記した書類を作成し、利用者に配布もしくは郵便で通知します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 兵庫県相生市野瀬1375-1

名称 社会福祉法人 あいおい福祉会

理事長 南條 登 印

説明者 事業所(所属) こすもす倶楽部在宅介護支援センター

氏 名

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 相生市

氏 名

上記代理人・立会人(代理人・立会人を選定した場合)

住 所

氏 名

(本人との関係)

説明年月日 令和 年 月 日 時間 時 分～ 時 分